

当会に対する NTT の回答

平成 9 年 2 月 5 日

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲 殿

日本電信電話株式会社

電話帳事業推進部

業務部 販売担当課長

拝啓 余寒の候 貴会ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

電話帳事業につきましては、平素から格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会よりご発出いただきました平成 8 年 12 月 20 日付「要望書」につきましては、厚生省（健康政策局医事課）への意見照会を踏まえ、今後の取扱いについては下記によることといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

○ 電話帳広告内表記での運用の考え方

柔道整復師の業務に関しては、柔道整復師法第 24 条（広告の制限）により広告できる事項である「施術日・施術時間」の表記について、代替え表記として「診療日・休診日・診療時間・往診時間」は、弊社電話帳広告の今後の運用基準において、広告内表記を可能とします。